八	廃棄物管理施設	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	一万六千七百円
		その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）	六十二万四百円
		法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたもの	十万七千五百円
九	使用施設等	（一）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質及び防護対象核燃料物質のいずれも取扱いを行うもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	八千四百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	三十二万三千円
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万八千二百円
		（二）令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	五千六百円
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二十七万三千九百円
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	八万五千四百円
		（三）防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの（（一）に該当するものを除く。）	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
			その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	二万五千百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
			法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）に規定する額を加算した額）
		（四）（一）から（三）までに該当しないもの		八千四百円
十	核原料物質の使用に係る施設			八千四百円

別記様式第１（第６条関係）

（表　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の２の２第４項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写真

押出スタンプ

年　月　日生

年　月　日交付

原子力規制委員会

印

（裏　面）

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。